令和元年７月２４日
第１層協議体【資料２】

社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会
生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体運営要綱

（目的）
第１条　この要綱は、第１層清瀬市生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体（以下「協議体」という。）の運営を社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が行うにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。
（委嘱）
第２条　協議体の委員は、社協会長が委嘱する。
（アドバイザー）
第３条　協議体の所掌事項を円滑に進めるために、アドバイザーを置くことができる。
（準用）
第４条　この要綱に定めのない事項については、清瀬市生活支援・介護予防サービス等提供主体等協議体設置要綱（平成３０年訓令第６３号）に定める規定を準用するものとする。
（委任）
第５条　この要綱に定めのない事項で前条の準用がし難いときは、社協会長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。